

# 特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
11	高砂市 介護保険に関する事務 基礎項目評価書

## 個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

高砂市は、介護保険に関する事務における特定個人情報ファイルを取扱うにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

## 評価実施機関名

高砂市長

## 公表日

令和8年5月18日

# I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険に関する事務
②事務の概要	<p>&lt;評価対象事務全体の概要&gt;            介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。</p> <p>&lt;特定個人情報ファイルを利用して実施する事務の内容&gt;            介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表項番100の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○介護保険法(平成9年法律第123号)による被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者に係る届出の受理</li> <li>・届出に係る事実についての審査</li> <li>・届出に対する応答に関する事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務(前号及び次号に掲げるものを除く。)               <ul style="list-style-type: none"> <li>・被保険者証に関する事務</li> <li>・負担割合証に関する事務</li> <li>・認定証に関する事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第2号の予防給付若しくは同条第3号の市町村特別給付又は同法115条の45の3第2項の第1号               <ul style="list-style-type: none"> <li>・事業支給費の支給に関する事務</li> <li>・介護給付の支給に関する事務</li> <li>・予防給付の支給に関する事務</li> <li>・市町村特別給付の支給に関する事務</li> <li>・第一号事業支給費の支給に関する事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法第27条第1項の要介護認定、同法第28条第2項の要介護更新認定又は同法第29条第1項の要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・要介護認定の申請の受理</li> <li>・要介護更新認定の変更の認定の申請の受理</li> <li>・要介護状態区分の変更の認定の申請の受理</li> <li>・申請に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>・申請に対する応答の事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法第32条第1項の要支援認定、同法第33条第2項の要支援更新認定又は同法第33条の2第1項の要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・要支援認定の申請の受理</li> <li>・要支援更新認定の変更の認定の申請の受理</li> <li>・要支援状態区分の変更の認定の申請の受理</li> <li>・申請に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>・申請に対する応答の事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法第37条第2項の介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理</li> <li>・申請に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>・申請に対する応答の事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法第50条の居宅介護サービス費等の額の特例又は同法第60条の介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・居宅介護サービス費等の額の特例の申請の受理</li> <li>・介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理</li> <li>・申請に係る事実についての審査に関する事務</li> <li>・申請に対する応答の事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法第66条の保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法第67条又は第68条の保険給付の支払の一時差止めに関する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険給付の支払の一時差止めに関する事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法第69条の保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務</li> </ul> </li> <li>○介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務               <ul style="list-style-type: none"> <li>・地域支援事業に係る申請等の受理</li> </ul> </li> </ul>

③システムの名称	1. 介護保険システム 2. 番号連携サーバ(団体内統合宛名システム) 3. 中間サーバー 4. 認定審査会システム 5. 宛名システム 6. サービス検索・電子申請機能
<b>2. 特定個人情報ファイル名</b>	
(1)介護保険情報ファイル	
<b>3. 個人番号の利用</b>	
法令上の根拠	・番号法第9条第1項、別表項番100 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条
<b>4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携</b>	
①実施の有無	[ 実施する ] <p style="text-align: right;">           &lt;選択肢&gt;            1) 実施する            2) 実施しない            3) 未定         </p>
②法令上の根拠	<情報提供> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「情報連携主務省令」という。) 第2条の表 項番2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、158、161  <情報照会> ・番号法第19条第8号 ・情報連携主務省令第2条の表 項番131、132
<b>5. 評価実施機関における担当部署</b>	
①部署	市民部介護保険課 市民部賦課収納課
②所属長の役職名	介護保険課長、賦課収納課長
<b>6. 他の評価実施機関</b>	

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	高砂市総務部総務課情報公開担当 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話番号:079-443-9068
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	高砂市市民部介護保険課(保険給付及び要介護認定に関する事項) 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話番号:079-443-9063  高砂市市民部賦課収納課(保険料の賦課及び徴収に関する事項) 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話番号:079-443-9072
9. 規則第9条第2項の適用 <span style="float: right;">[ <input type="checkbox"/> ]適用した</span>	
適用した理由	

## II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人が	[ 1万人以上10万人未満 ]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[ 500人未満 ]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[ 発生なし ]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

## III しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

## IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[ 基礎項目評価書 ]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書  2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [ ]委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)[ ]提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [ ]接続しない(入手) [ ]接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[ 十分である ]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去	
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業 <input type="checkbox"/> 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	住基ネット照会を行う際には4情報または住所を含む3情報による照会を行うことを厳守している。いずれの局面においても複数人での確認を行うようにしており、人為的ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。
9. 監査	
実施の有無	<input type="checkbox"/> 自己点検 <input type="checkbox"/> 内部監査 <input type="checkbox"/> 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発	
従業員に対する教育・啓発	<input type="checkbox"/> 十分に行っている <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
11. 最も優先度が高いと考えられる対策 <input type="checkbox"/> 全項目評価又は重点項目評価を実施する	
最も優先度が高いと考えられる対策	<input type="checkbox"/> [ 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 ] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業員に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	<input type="checkbox"/> 十分である <input type="checkbox"/> <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	情報の入手は専用線を用いて行うこととしている。 なお、入手にあたっては事前に根拠法令を複数人でチェックし、所属長による決裁を経たうえで、あらかじめ定められた様式に基づき、必要な情報のみを提供を受けることとしているため、不要な情報の入手が行われることはない。 これらの対策を講じていることから、目的外の入手が行われるリスクへの対策は「十分である」と考えられる。

## 変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成29年5月1日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成27年6月30日時点	平成29年4月1日時点	事後	
平成30年4月23日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
平成30年4月23日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成29年4月1日時点	平成30年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	I 関連情報②所属長の役職名	高年介護課長 藤井 秀人	高年介護課長	事後	様式変更による
令和1年6月18日	IIしきい値判断項目の時点	平成30年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月18日	IVリスク対策	—	項目新設	事後	様式変更による
令和2年8月4日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和2年8月4日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	平成31年4月1日時点	令和2年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和2年8月4日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務②事務の概要		○介護保険法による被保険者証、負担割合証又は認定証に関する事務に負担割合証の文言を追加 ○介護保険法第18条第1号の介護給付、同条第二号の予防給付の項目に同法115条の45の3第2項の第1号 事業支給費の文言を追加 ○介護保険法第115条の45の地域支援事業に関する事務の項目を追加 ○介護保険法第115条の45第5項又は第115条の47第8項の利用料に関する事務の項目を追加 ○保険者事務共同処理業務の項目を追加	事後	最新情報での時点
令和2年8月4日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務③システムの名称		5. 住民票システムを宛名システムに変更	事後	最新情報での時点
令和2年8月4日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		別表第二から1.4.30.90.95の項目を削除し、5.11.17.22.43.81.97.108.109の項目を追加 別表第二省令から第1条、第4条を削除し、第5.7.10.12の3.15.22の2.24の2.25の2.31の2.43の2.49.55.55の2.59の3	事後	最新情報での時点
令和3年7月20日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事後	最新情報での時点
令和3年7月20日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		別表第二から120の項目を追加	事後	最新情報での時点
令和3年7月20日	I 関連情報①部署	高砂市福祉部地域福祉室高年介護課	高砂市市民部保険年金室介護保険課、賦課収納課	事後	組織改正による
令和3年7月20日	I 関連情報②所属長の役職名	高年介護課長	介護保険課長、賦課収納課長	事後	組織改正による
令和3年7月20日	I 関連情報7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求先	高砂市企画総務部秘書広報広聴室情報公開担当	高砂市総務部総務室総務課情報公開担当	事後	組織改正による
令和3年7月20日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	高砂市福祉部地域福祉室高年介護課	高砂市市民部保険年金室介護保険課、賦課収納課	事後	組織改正による
令和3年7月20日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和3年7月20日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和2年4月1日時点	令和3年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和4年7月1日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和3年4月1日時点	令和4年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和4年7月1日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		別表第二から90の項目を追加 別表第二省令から第44条の4を追加	事後	最新情報での時点
令和5年1月27日	I 関連情報③システムの名称		サービス検索・電子申請機能を追加	事前	マイナポータル(ぴったりサービス)の開始による
令和5年7月3日	IIしきい値判断項目1対象人数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新情報での時点

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和5年7月3日	IIしきい値判断項目2取扱者数いつの時点の計数か	令和4年4月1日時点	令和5年4月1日時点	事後	最新情報での時点
令和5年7月3日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携②法令上の根拠		別表第二に93の項目を追加 別表第二省令から第31条の2を削除し、第31条の2の2、第46条を追加	事後	最新情報での時点
令和6年12月12日	I 関連情報1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	介護保険法に基づき、被保険者の資格管理、保険料の賦課及び減免、要介護認定及び保険給付を行う事務である。 番号法においては、別表第一項番68の規定により、以下の事務において個人番号を用いることになる。	<評価対象事務全体の概要> 介護保険法(平成9年法律第123号)による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する事務であって主務省令で定めるもの。 <特定個人情報ファイルを利用して実施する事務の内容> 介護保険法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(平成25年法律第27号。以下「番号法」という。)第9条第1項 別表項番100の規定により、以下の事務において個人番号を用いる。	事後	
令和6年12月12日	I 関連情報3. 個人番号の利用 法令上の根拠	1. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法)の別表第一 項番68 2. 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令) 第50条	・番号法第9条第1項、別表項番100 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号)第50条	事後	
令和6年12月12日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	1. 情報提供 (1)番号法第19条第8号 別表第二 2,3,5,6,8,11,17,22,26,33,39,42,43,56の 2,58,61,62,80,81,87,90,93,94,97,108,109,120 (2)行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(別表第二省令)第2条、第3条、第5条、第6条、第7条、第10条、第12条の3、第15条、第19条、第22条の2、第24条の2、第25条、第25条の2、第30条、第31条の2の2、第32条、第33条、第43条、第43条の2、第44条、第44条の4、第46条、第47条、第49条、第55条、第55条の2、第59条の3 2. 情報照会 (1)番号法第19条第8号 別表第二(第一欄が「市町村」であって第二欄に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの) 93,94 (2)別表第二省令第46条、第47条	<情報提供> ・番号法第19条第8号 ・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「情報連携主務省令」という。) 第2条の表 第2欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161)、 第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条 <情報照会> ・番号法第19条第8号 ・情報連携主務省令第2条の表 第1欄 情報照会者が「市町村長」であって第2欄 事務に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(131、132)、 第133条、第134条	事後	
令和6年12月12日	I 関連情報5. 評価実施機関における担当部署 ①部署	高砂市 市民部 保険年金室 介護保険課、 賦課収納課	市民部保険年金室介護保険課 市民部保険年金室賦課収納課	事後	
令和6年12月12日	I 関連情報8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ 連絡先	〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 高砂市 市民部 保険年金室 介護保険課 TEL 079-443-9063	高砂市市民部保険年金室介護保険課(保険給付及び要介護認定に関する事項) 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話番号:079-443-9063 高砂市市民部保険年金室賦課収納課(保険料の賦課及び徴収に関する事項) 〒676-8501 兵庫県高砂市荒井町千鳥1丁目1番1号 電話番号:079-443-9072	事後	
令和6年12月12日	I 関連情報9. 規則第9条第2項の適用	—	項目新設	事後	様式改正による
令和6年12月12日	IIしきい値判断項目1. 評価対象の事務の対象人数 いつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月12日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数はいつの時点の計数か	令和5年4月1日時点	令和6年11月1日時点	事後	
令和6年12月12日	IVリスク対策8. 人手を介在させる作業	—	項目新設	事後	様式改正による
令和6年12月12日	IVリスク対策11. 最も優先度が高いと考えられる対策	—	項目新設	事後	様式改正による
令和7年7月23日	IIしきい値判断項目1. 評価対象の事務の対象人数 いつの時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	
令和7年7月23日	IIしきい値判断項目2. 取扱者数 特定個人情報ファイル取扱者数はいつの時点の計数か	令和6年11月1日時点	令和7年7月1日時点	事後	

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和7年7月23日	I 関連情報4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令上の根拠	<p>&lt;情報提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基</li> </ul> <p>づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「情報連携主務省令」という。)</p> <p>第2条の表 第2欄に「介護保険給付等関係情報」を含む項(2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、132、144、161)、</p> <p>第4条、第5条、第9条、第13条、第17条、第44条、第58条、第67条、第71条、第82条、第85条、第88条、第89条、第110条、第117条、第127条、第130条、第134条、第146条、第163条</p> <p>&lt;情報照会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・情報連携主務省令第2条の表 第1欄 情報照会者が「市町村長」であって第2欄 事務に「介護保険法」を含む項のうち本事務に該当するもの(131、132)、第133条、第134条</li> </ul>	<p>&lt;情報提供&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第8号に基</li> </ul> <p>づく利用特定個人情報の提供に関する命令(令和6年デジタル庁・総務省令第9号)(以下「情報連携主務省令」という。)</p> <p>第2条の表 項番2、3、6、7、11、15、27、38、42、56、65、69、70、80、83、86、87、108、115、116、125、128、132、137、144、145、161</p> <p>&lt;情報照会&gt;</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・番号法第19条第8号</li> <li>・情報連携主務省令第2条の表 項番131、132</li> </ul>	事後	
令和8年4月21日	I 関連情報-5-①部署	高砂市市民部保険年金室介護保険課 高砂市市民部保険年金室賦課収納課	高砂市市民部介護保険課 高砂市市民部賦課収納課	事後	
令和8年4月21日	I 関連情報-7-請求先内	高砂市総務部総務室総務課情報公開担当	高砂市総務部総務課情報公開担当	事後	
令和8年4月21日	I 関連情報-8-連絡先内	高砂市市民部保険年金室介護保険課 高砂市市民部保険年金室賦課収納課	高砂市市民部介護保険課 高砂市市民部賦課収納課	事後	
令和8年4月21日	II しきい値判断項目-1.対象人数-いつ時点の計数か	令和7年7月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	
令和8年4月21日	II しきい値判断項目-2.取扱者数-いつ時点の計数か	令和7年7月1日時点	令和8年4月1日時点	事後	